

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
「経営組織論（２１世紀の経営理論、経営組織の在り方等）」に係る調査	教訓研本研-Z 2 3 0 2 0 3	
	承 認	令和 5 年 月 日
	作 成	令和 5 年 5 月 1 9 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部が担任する陸上自衛隊の将来の態勢・体制検討に資する「経営組織論（２１世紀の経営理論、経営組織の在り方等）」に係る調査（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の 1.2 による。

1.2.1 経営組織論（２１世紀の経営理論、経営組織の在り方等）

経営組織論（２１世紀の経営理論、経営組織の在り方等）とは、約１０～２０年先の陸上自衛隊の組織に必要な条件を解明することを目的として、組織の編制、生産性の分析、組織の構成員やその集団の行動を検証し、組織の在り方の方向性について考察・規定したものである。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書等

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
〔防装庁（事）第３号（３１．１．９）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置についての一部改正について（通達）〔防装庁（事）第１２１号（３１．３．２９）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第１８８号（３１．１．９）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔陸幕装計第１５５号（令和５年３月７日）〕

1.3.2 関連文書

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管庁第８０７号（３．１．２１）〕

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.2 項に示す調査を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、調査の成果を文章化し、3 冊印刷するとともに、成果データを記録した CD 1 枚を作成し、教育訓練研究本部研究部第 2 研究室（以下、「第 2 研究室」という。）の確認を受けた後、官側に提出するほか、プレゼンテーションにより、官側に報告する。また、プレゼンテーションに用いた資料を 1 冊印刷するとともに、データを記録した CD 1 枚を作成し、第 2 研究室の確認を受けた後、官側に提出するものとする。
- c) 本役務に使用される CD-R は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本役務に使用される CD-R のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策等を行うものとする。
- d) IT 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009 の 2 による。
- e) 契約の相手方は、研究の実施にあたり、適宜、調査実施状況を官側に報告するものとする。
- f) 細部は、官側との調整による。

2.2 資格等

- a) 業務に従事する個人（以下、「業務従事者」という。）のなかに、経営学の修士号または博士号を保持する者、または、経営組織に係る業務に長年従事し、卓越した識見のある者がいること。
- b) 業務従事者のなかに、過去に経営組織に係る調査の経験を有する者がいること。
- c) 業務従事者のなかに、新たな組織モデルに関する識見や、その調査に豊富な経験を有する者がいること。
- d) 前記 a)、b) 及び c) の業務従事者が、前記 a)、b) 及び c) に掲げるほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語能力）等を有すること。

2.3 調査

調査は、次による。

- a) 我が国において、今後 10～20 年後の環境、影響を及ぼす要因を踏まえ、将来の陸上自衛隊の組織に必要な条件を解明するため、新たに求められる組織の編制、意思決定の要領、組織の構成員やその集団の行動様式等について明らかにする。
- b) 上記を考察するに当たり、組織管理者としての観点から調査するものとし、陸上自衛隊に限らず努めて広く組織を分析することを含め、陸上自衛隊の組織管理に係る現状や特殊性等を明らかにする。
- c) 調査に当たっては、調査対象者の公的発表やインタビュー結果、分析結果等の具体的な資料源・根拠を合わせて付記するものとする。
- d) 細部は、官側との調整による。

2.4 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務従事者を確保すること。

- b) 前記 a) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる勢にあること。

2.5 提出書類等

提出書類等は、表 1 によるものとし、官側の対応窓口である第 2 研究室の確認を受けた後、提出するものとする。なお、電子記憶媒体の記憶方式については、第 2 研究室との調整による。また、契約の相手方は、当該電子記憶媒体について、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表 1－提出書類等

番号	提出書類等	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書（作業工程表）	A 4	1 式	契約締結後、速やかに 令和 6 年 3 月 1 日	第 2 研究室
2	作業員名簿	A 4	1 式		
3	調査成果報告書（紙媒体）	A 4	3 冊		
4	調査成果報告書（電子データ）	C D－R	1 枚		
5	プレゼンテーション資料（紙媒体）	A 4	1 冊		
6	プレゼンテーション資料（電子データ）	C D－R	1 枚		

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表等は官側の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.2 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、官側が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、

1.3.1 b) 陸幕装計第 156 号（令和 5 年 3 月 7 日）「装備品等役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、官側が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保証する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

4.3 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料等の閲覧に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.5 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。